

憲法 Chapter 7

Date

/

Date

/

Date

/



社会権に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定については、立法府の広範な裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱や濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない。
- 2 組合員の生活向上のために、統一候補を決定し、組合を挙げてその選挙運動を推進することなども労働組合の活動として許されるが、組合の方針に反し対立候補として立候補した組合員を統制違反者として処分することは許されない。
- 3 国は、子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるために、必要かつ相当な範囲で教育内容について決定する権能を有する。
- 4 判例は、憲法26条の規定の背後には、特に、自ら学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するために、教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するという観念が存在するとしている。
- 5 憲法25条1項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまらず、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものである。

正解
5

[受益権・社会権・参政権] 社会権

1 妥当である

判例は、憲法25条の規定を現実の立法として具体化するにあたっては、高度の専門技術的な考察やそれに基づいた政策的判断を必要とするものであるとして、本肢のように判示している（堀木訴訟 最大判昭57.7.7）。

2 妥当である

判例によれば、労働組合が、地方議会議員の選挙にあたり、いわゆる統一候補を決定し、組合を挙げて選挙運動を推進している場合において、統一候補の選にもれた組合員が、組合の方針に反して立候補しようとするときは、これを断念するよう勧告又は説得することは許されるが、その域を超えて、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に統制違反者として処分することは、組合の統制権の限界を超えるものとして許されない（最大判昭43.12.4）。

3 妥当である

判例は、国は、国政の一部として教育政策を樹立、実施し、必要かつ相当な範囲で教育内容についても決定する権能を有するとしている（旭川学テ事件 最大判昭51.5.21）。

4 妥当である

判例は、「この規定〔憲法26条〕の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している」としている（旭川学テ事件 最大判昭51.5.21）。

5 妥当でない

判例は、憲法25条1項は、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない。具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって、はじめて与えられている」としている（朝日訴訟 最大判昭42.5.24）。

以上により、妥当でないものは肢5であり、正解は5となる。